

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43861



日米安全保障新条約の基本問題

三頁一五九 米保長

一 条約改訂の目的

大旨
 条約改訂の目的は、(1)自衛隊と在日米軍の協力の基礎を確立してわが國の安全保障に遺憾なきを期し、(2)締結当時以来の事態の變化にも鑑み条約の運営面における日本の自主性を高め条約関係を國民の要望に沿ひより調整し、(3)これにより過去数手にわたる日米関係阻害要因の一を除去して日米関係をより恒久的な友好的基礎の上におくことにある。



二 新条約の方向

現行条約がいわゆる一方的条約であるといふ議論は、これを要

するに、(1)米國は軍隊駐留の権利のみを有して日本防衛の義務を負つていないこと、(2)米國は在日米軍をその一方的決定に依り日本区域外において使用し得、従つて日本が知らぬ間に戦争に捲込まれる危険があるといふこと、(3)核兵器持込に付不安があること等がその主たる論点である。従つて新条約を考へる場合には此等の点に應へ得るものでなければならぬが、他面、現行条約は日本が漸進的に自らの防衛の責任を負ふといふ期待の下に作成された暫定的な取極めであり、現行条約の上では自衛隊と米軍とは並存しつつその間柄等の条約上の關係のない状態にあるので、兩者の基本關係を確立し、その間の協議を緊密にする基礎をおくことも、新条約は互に自ら果たすべき責任は果たすといふ双務的基礎に

立つたものでなければならぬ。もつともかかる責任は憲法の範囲内のものでなければならぬことは当然である。

三 新条約の内容

新条約は、わが国防衛の基調を米國との共同安全保障に置く国防の基本方針に則り、現行条約の一方的性格を取除いた双務的基礎に立つものでなければならぬが、米國の援助義務を規定することが一要件たる以上、具体的には米國が自由陣營の与國と結んでゐる相互援助諸条約の先例を無視し得ず、従つて新条約の内容は、日本側の憲法的政治的諸要請と米國側の先例に依る拘束を如何に調整するかに懸ることになりざるを得ない。かかる見地より内容上問題となる主要事項を挙げれば以下の通りである。

四 新条約地域の問題

(甲) 新条約地域とは相互援助条約における援助義務が発動すべき被攻撃対象地域の謂であつて、米國の先例に依れば、「相手國」領土の全部又は一部、又は軍隊艦船航空機に対する攻撃をもつて自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため憲法の手続に従つて行動する」といふ表現が確立してゐる。米國は他國の援助義務を引受けるにはこの型を逸脱し得ずとしてをり、この点は動かさない。

(乙) 新条約において日本が引受ける義務は日本憲法の範囲内なることは当然であるが、この前提の下に新条約地域を(1)西太平洋の米領土、沖繩小笠原、日本領土、(2)沖繩小笠原、日本領土、(3)

日本領土、の何れにするやの問題ある処、(1)は相互援助の型に則したものであるが、米側は(2)を以てするも相互援助の基礎となし得べしとの見解を洩らしており、又(3)を採つた場合日本及び在日米軍をもつて米側が相互援助の基礎となし得るや否やは予断し得ない。沖縄小笠原を条約地域に含めるや否や(4)又は(5)の得失は別紙の通りである。

再米軍の日本施設区域使用の問題

(1) 現行条約下において在日米軍は極東の平和と安全のため使用し得ることとなつてゐるが、米側はこの点、特に米軍が日本の施設区域を補給目的のため使用し得ることを重視しており、又わが方よりも極東において米軍が抑制力として存在することを

利益とする。依つて新条約においても、米軍がわが国防衛のため並びに極東の平和と安全のため、わが国の施設区域を使用することを認めるとする要あり、なおこの点は条約地域に関する日本側の援助義務が極めて限局されたものであるから、実質的には米国の援助義務と見合ふ実体を成す所である。

(2) なお米軍が日本地域外の戦闘行為のため日本の施設区域を作戦的に使用する場合、及び核兵器持込に関し、米側は新条約の一環として日本政府と事前協議をなすことを約束する用意あり。

六 防衛協力条項の問題

(1) 米国が与国と結んでゐる相互援助条約は、「継続的且果効的な自助及び相互援助」に基かなければならないとするいわゆる

ヴァンサンバーグ決議に基礎を置いており、先例として「単独に及び共同して、継続的且効果的の自助及び相互援助に依て、武力攻撃に抵抗するための個別的及び集団的能力を維持し且発展させる」という表現が確立しており、米側は日本の憲法上の制約からして「集団的能力」という字句が受容られないならば右の表現から「個別的及び集団的」なる字句のみは削つても差支ないが、他の部分^イをその儘存置することを絶対の要件としてゐる。

④ この条項は、「相互援助」に依り防衛力を維持発展するといふ点において日本が米国の防衛のため寄与するといふ憲法上の懸念を招く惧があり、この点は憲法に関する留保を置くことに

依つて解決するとしても、更に防衛力を維持「発展」させるといふ点において日本が米国に対し防衛力増強を条約上約束したといふ政治的攻撃を招く惧がある。他面この条項を日本側が受諾しなければ新条約の交渉が纏まる見込はないから、その存置に付政治的決断が必要である。

⑤ 条約内容に関するその他の問題

- (1) 国連憲章との関係を明にする規定を置くことは慣例である。
- (2) 極東の平和と安全が脅された場合に関する協議条項を置く。
- (3) 政治経済の分野における一般的協力条項を置くや否やの問題あり、この点は、米側は安全保障関係はより広い一般的協力関係の一環としてのみ持続性と安全性があるとの観点から重視し

ており、又これを存置することはわが方においても支障ありとは思はれない。

(三) 期限は安保条約の性質上永固無期としては一応無期限としつつも、ただ十年を経過すればこれを一年の予告で廃止し得る形とする事を希望しているが、わが方としても別段差支えがあるとは思われない。ただあるいはより短い期限を考へる必要ありや検討を要する。

八 行政協定の扱に関する問題

(四) 現行行政協定は現行条約の失効と共に失効するが、新条約の下においても新たな行政協定が必要である。行政協定は直接軍の地位に関するものであるから米側もその扱を重視し、新条約に

関する合意の一条件として、行政協定に関し、現行協定に親条約が変つた結果必要となる技術的調整のみを加へた新協定に付合意することを申出しており、又若し日本側において協定の大幅な実質的修正を考へられているならば、かかる交渉は軍当局を交へた長時間に亘る交渉となり、今回の条約交渉の一環として考へることは無理であるとしている。

(五) 行政協定は従来国内において非難の的とされた観があるが、右は外国軍隊の駐留なる事実から来る感情論が多く、協定の内容は施設区域供与の条件及び軍隊の地位に関する技術的規定であるので、多かれ少かれ国際的基準を逸脱するを得ず、協定自体に修正を要する点は比較的少く、又具体的交渉を行つて見ても

先方が承諾して来る限度は極めて限られてゐる。従つてこの際
は、協定の修正は親条約が交つたことからも必要となる技術的修
正に限る建前とし、実質問題としては防衛分担金の削除のみを
考慮することが適当であると思はれる。

(2) 新協定に関する国内手続としては、(1)国会の承認を求めざる
政府間協定とするやあるいは従來の経緯に鑑みてわが方におい
ては国会の承認を求めることとするや、(2)右何れの場合におい
ても、協定の内容を、「新協定が出来るまで旧協定の内容を適
用する」といふ形とするか又は条全文体を整へた形とするか、
の問題がある。しかして事務的に研究せる結果としては、條文
を整へて国会の承認を求めるとが適当であると思はれる。

(別紙)

新条約における沖縄小笠原の取扱について

一 新条約に關し、条約地域に沖縄小笠原を含めるや否やは最も重
要な問題の一つであるが、この問題を考へるに當つては先ずこれ
を含める場合同地域が米領土と觀念されるのかあるいは日本領土
と觀念されるのかを明にし置く必要がある。即ち、

(1) 沖縄小笠原には現に日本憲法は及んでおらず、その見地より
觀念上同地域が米國領土として条約地域に含められるならば、
わが方は憲法上自衛隊を派遣し得ず、わが方の援助義務は、(1)
日本本土防衛、(2)日本沿岸の哨戒、沿岸防衛、(3)基地供与、(4)
補給協力、等となり、米側はかかる見解を採つてゐる。

極秘

四 これに反し、沖縄小笠原には潜在主権があるが故にわが方の自衛権が及ぶといふことであるならば、同地域防衛のため、わが方は自衛隊派遣を含むあらゆる措置を執り得ることとなり、この場合には同地域は觀念上日本領土として含められることとなる。

イ かくて新条約において沖縄小笠原が条約地域に入る場合は、同地域の現状を前提し、米側はこれを米領土と觀念しわが方はこれを日本領土と觀念することとなるのを避け得ることとなるのである。

三 沖縄小笠原を条約地域に含めるとを可とする理由を考へるに、
四 沖縄小笠原には潜在主権を有するのみならず住民は日本人で

あり、これを含めるのは当然なりとするいわゆる国民感情に合致す、

四 米國は双務的な関係といふことからしてこれを包含することを期待するであろうから、対米関係上はこれを含めることが適當である、

イ これを含める場合もいわゆるR.A.T.O.を形成するものに非ず、実質上わが方がより大なる危険に曝されるといふことにはならない、

等諸点が考へられる。

五 右に對し、条約地域を日本領土のみに限定することを可とする理由については、

(4) 沖縄小笠原は平和条約により米國が日本から取上げてゐる地域であるから、現状の儘その防衛を日本が米國に対して義務として約束するのはおかしなといふ議論がある。

(5) 沖縄小笠原を含めると、その防衛に付共同責任を負ふといふ観点から、同地域における米軍の裝備、配備、使用に付協議を受けることが当然だとの議論を誘発すると共に、政府が同地域に対する派兵や再軍備促進の腹であるとの非難を招く惧がある。

(6) 沖縄小笠原を含めるとは、且、その形成するものであり、日本を新に戦争の危険に曝すものであるとする議論がある。

(7) 沖縄、小笠原を含める場合米側はこれを米國の領域と視念し日本側はこれを日本の領域と視念することとなりその間に隙を

を生じ、又条約の期間と関連し右期間中は沖縄小笠原の現状を固定するものなりとの議論を生ずる。
等の諸点が考へられる。